



### 決議

中央委員會は會則第二十八條に依り左の二十三組合を除名す

### 理由

先きに中央委員會は、関東地方評議會が總同盟の統制に服せざるを以て、之を除名し且つ所謂刷新運動なるものを、不穩當なりと決議し、且つ之に勸告した。然るに所謂刷新運動に加盟せる諸組合は依然として其の態度を改めず、除名されたる関東地方評議會と策應して革新同盟なるものを作り、總同盟の規律と統制とを蹂躪し、組合運動のしは取り可からざる陋劣なる手段方法を以て總同盟の擾亂運動を継続しつゝある。